

「法律事務の手引 全訂第8版」正誤表

平成23年3月現在

頁	行	誤	正
26	3	http://www.touki.or.jp/	http://www1.touki.or.jp/
26	6	不動産所有者事項 155円	不動産登記情報（所有者事項） 147円/筆・個
26	7	1 不動産 465円	不動産登記情報（全部事項） 457円/筆・個
30	18	電話 072-822-3295	電話 050-5540-2058
30	22	電話 06-6612-7201	電話 050-5540-2059
30	25	和泉市神代町1078-2	和泉市上代町官有地
30	26	電話 0725-41-3930	電話 050-5540-2060
32	19	郵便料 封筒1通800円	郵便料 封筒1通あたり800円（内訳は、前記のとおり）
32	24	費用 1枚の内容証明を1通出す場合 1475円	費用 1枚の内容証明を1通出す場合 1470円
43	8	巻末資料003・004を参照してください。	巻末資料003を参照してください。
83	1	予納郵券については、「巻末資料002」をご参照ください。	予納郵券については、「便覧」をご参照ください。
83	23	[書式035・036・037 ⁷⁾]	[書式035・036・037 ⁷⁾ ・038 ⁸⁾]
85	11	[書式038 ⁸⁾]	削除
105	19	510円×登記所数（登記嘱託用）+560円×登記所数（登記済証返還用）	560円×登記所数（登記嘱託用）+500円×登記所数（登記完了証返還用）
107	4	（登記済証返還用）	（登記完了証返還用）
108	1	33)	削除
108	脚注欄1	33) 民事保全事件の予納郵券は巻末資料002を参照してください。	削除
126	4	大阪地方裁判所の予納金は別表のとおりです。	大阪地方裁判所の予納金は資料28のとおりです。
132	19	6320円（内訳 500円を10枚、80円、20円、10円を各12枚）	6340円（内訳 500円、20円を各12枚、10円×10枚）
142	1	iv予納郵券 計2,370円（1,100円×2、80円×1、90円×1）	iv予納郵券 計2,190円（1,040円×2、10円×2、90円×1）
147	4	（法122条1項）	（民執法122条1項）
147	5	同一の目的物	登記のできない土地の定着物
147	7	されませ（「司	されませ（民執法125条。「司
147	10	（同条2項）	（民執法43条2項）
148	22	引き継がなければならない	引き継がなければならない
162	脚注欄1	「101、234、567」	「101、234、567円」
176	22	債務名義に表示された請求権の価額の2分の1	債務名義に表示された請求権の価額の2分の1を訴額として算定
183	17	巻末資料・訴訟上の担保	巻末資料006・訴訟上の担保
239	脚注欄2	（TEL 06-6945-0024）	（TEL 06-6363-1501）
239	脚注欄2	巻末資料010	巻末資料007
239	脚注欄3	巻末資料011	巻末資料008
240	7	②予納郵便切手 800円	②予納郵便切手 900円 （内訳） 80円×10枚、10円×10枚
240	27	（内訳） 80円×10枚	
241	7		
241	26		
242	8		
242	24		
243	10		
243	31		
244	19		
244	37		
245	18		
247	5		
246	1	②予納郵便切手800円 （内訳）80円×10枚	②予納郵便切手 500円×2枚×当事者数 50円×2枚×当事者数 80円×20枚、10円×20枚

表面より

250	32	②予納郵便切手 3400円 (内訳) 500円×2枚、200円×5枚、80円×15枚、 10円×20枚	②予納郵便切手 3700円 (内訳) 1000円×1枚、200円×4枚、80円×20枚、 20円×5枚、10円×20枚 候補者が1人増すごとに1050円追加
253	9		
254	25	②予納郵便切手 2850円 (内訳) 350円×1枚、80円×30枚、10円×10枚	②予納郵便切手 4550円 (内訳) 500円×2枚、350円×3枚、80円×30枚、 10円×10枚
255	11	②予納郵便切手 450円 (内訳) 80円×5枚、10円×5枚	②予納郵便切手 240円 (内訳) 80円×3枚
257	28	②予納郵便切手 850円 (内訳) 80円×10枚、10円×5枚	②予納郵便切手 700円 (内訳) 80円×8枚、10円×6枚
259	33	①収入印紙 申述人1人につき800円	①収入印紙 800円
259	34	②予納郵便切手 450円	②予納郵便切手 申述人1人につき450円
262	6	相続人が10名を超えるときは、	相続人、受遺者が10名を超えるときは、
265	20	②予納郵便切手 450円 (内訳) 80円×5枚、10円×5枚	②予納郵便切手 240円 (内訳) 80円×3枚

- 備考
- ① 巻末資料008記載の家事事件の予納郵券の額が、本刊行物発行後の平成23年1月1日より一部変更されています。上記の正誤表はこれを反映した内容になっています。詳しくは裁判所のホームページ <http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki/> をご確認ください。
 - ② 平成23年4月1日より登記印紙が廃止され、手数料も変更されます(23頁関係)。詳しくは法務局のホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/> をご確認ください。